平成２９年（フ）第２４号
宮崎県日南市南郷町中村乙5693番地６
債務者　小野島ひろ子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第２７２号
鹿児島県いちき串木野市汐見町80番地
債務者　松窪　寛子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３０６号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目６番３号
債務者　志水　彬人
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１８号
福島県郡山市御前南６丁目50番地　ミカーレ203号
債務者　川井　久美（旧姓小檜山）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
兵庫県明石市大蔵八幡町６番37号　ムラタハイツ201号
債務者　小川　朋子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
鹿児島県出水市野田町下名2363番地
債務者　山下　早苗
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
鹿児島県薩摩川内市大小路町71番10号
債務者　下山　則雄
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
鹿児島県薩摩川内市向田町1380番地７　柴田アパート２Ｆ
債務者　髙田　祐樹
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
鹿児島県薩摩川内市平佐町1523番地５
債務者　松田　俊作
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
鹿児島県出水市五万石町919番地　上屋団地41号
債務者　溝脇　健二
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第５６２号
神戸市灘区桜ケ丘町15番55―519号
債務者　加藤　和美（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６８号
神戸市灘区篠原台11番17号　２Ｍ
債務者　林　　恵
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４００号
神奈川県南足柄市塚原1335番地１　パティオＡ202
債務者　髙田　健二
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１３３号
神奈川県逗子市沼間１丁目26番４―307号
債務者　小島　一郎
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３１８号
神奈川県平塚市日向岡１丁目17番７号
債務者　増尾ますみ
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３５０号
神奈川県秦野市北矢名127番地の１　ロイヤルハイツ東海大前　302号
債務者　伊藤　隆史
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３５７号
神奈川県厚木市飯山3051番地２　こがねハイツ101
債務者　嶋田　健一
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部